

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社ハッチ・ワーク

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年2月20日

【四半期会計期間】 第24期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 株式会社ハッチ・ワーク

【英訳名】 HATCH WORK CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増田 知平

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山2丁目2番8号

【電話番号】 03-5772-3621

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長兼CFO 竹内 聰

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山2丁目2番8号

【電話番号】 03-5772-3621

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長兼CFO 竹内 聰

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【四半期財務諸表】	11
2【その他】	18
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	19
四半期レビュー報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第3四半期 累計期間
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年9月30日
売上高 (千円)	1,511,187
経常損失 (△) (千円)	△20,964
四半期純損失 (△) (千円)	△3,192
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	100,000
発行済株式総数 普通株式 (株) A種優先株式 B種優先株式	17,079 12,200 2,156 2,723
純資産額 (千円)	170,458
総資産額 (千円)	1,738,949
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△1.93
潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	9.8

回次	第24期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△2.76

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 当社は、2023年12月6日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される一方で、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等が当社に与える影響は不透明な状況であり、今後も引き続き注視し、適切な対応を講じてまいります。

このような環境下、当社は「CREATE FUTURE BASE」の企業理念のもと、月極駐車場オンライン管理支援サービスである「アットパーキングクラウド」に係るAPクラウドサービスを中心とする月極イノベーション事業、貸会議室の運営に係る会議室サービスを中心とするビルディングイノベーション事業の拡大に努めた結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,511,187千円となりました。

営業概況としましては、APクラウドサービスにおける積極的な営業活動により契約社数が大幅に拡大し、それにより当該サービスに係るシステム登録台数（以下、APクラウド登録台数）も大幅に増加しました。それらにともない、管理会社から收受するシステム利用料、駐車場利用者から收受する決済手数料・初回保証料・月額保証料等が増加しました。また、会議室・シェアオフィス等の運営効率化への取り組みから、両事業ともに売上高は堅調に推移しました。コスト面では、APクラウドサービスの顧客獲得に伴う営業費用や、カスタマーサービスに係る費用を抑えた一方、管理部門強化のための費用が増加した結果、経常損失は20,964千円となり、また固定資産売却益を16,083千円計上したことから、四半期純損失は3,192千円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

(月極イノベーション事業)

当事業においては、従来の月極駐車場サブリースサービス、月極駐車場マッチングサービスを含むAPソリューションサービスに加え、主力事業である「アットパーキングクラウド」の導入が急速に拡大したことにより、全国において扱う駐車場数が大きく拡大し集客数が増加することでさらに評価が上がり、「アットパーキングクラウド」の導入が進むという競争優位のスペイクルが生まれました。月極駐車場検索ポータルサイト「アットパーキング」においても、掲載物件数の増加、認知度向上や物件掲載エリアの全国拡大が進み、「アットパーキング」の顧客である不動産管理会社等の集客力向上につながりました。APクラウドサービスについては営業人員の強化、当社管理システムへの登録推進や管理会社との関係強化、サービス内容の拡充など社内資産を集中することで、新規顧客（導入先）の獲得と管理システムへの登録を進めた結果、当第3四半期会計期間末でAPクラウド登録台数は283,163台（前事業年度末比30.6%増）となりました。その結果、当第3四半期累計期間における売上高は804,508千円となり、セグメント利益は103,051千円となりました。

APクラウドサービス ARRの推移

	2020年12月期 第4四半期末	2021年12月期 第4四半期末	2022年12月期 第4四半期末	2023年12月期 第3四半期末
ARR (千円)	75,458	218,358	507,863	736,851

(注)ARR : Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR (Monthly Recurring Revenue) を12倍して算出。

MRR : Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業及び月極駐車場利用者に係る月額料金の合計額（一時収益を含む）

(ビルディングイノベーション事業)

当事業においては、会議室やセミナー、研修等を対面で実施する需要がコロナ禍から回復し、貸会議室の稼働が好調に推移しております。前期から引き続き、従来型のセミナーをオンライン型に切り替えるというニーズに対応した、オンラインセミナーサポートの普及に努めるとともに、テレワークやリモートワークのニーズに応えるサービス（WEB会議システム、ひとり会議室）の推進を行うことでユーザーから支持される会議室とシェアオフィス等の運営に努めました。その結果、当第3四半期累計期間における売上高は706,679千円となり、セグメント利益は181,459千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べて2,908千円増加し、1,482,958千円となりました。その主な要因は、現金及び預金が社債の償還及び借入金の返済等により116,006千円減少したこと、事業の拡大により売掛金が13,563千円増加したこと、貸倒引当金が20,417千円増加したこと、未収入金が25,820千円増加したこと、その他の流動資産が81,372千円増加した影響によるものであります。固定資産は前事業年度末に比べて12,614千円減少し、255,991千円となりました。その主な要因は、保有不動産の売却により土地が13,537千円減少したこと、減価償却費の計上により建物附属設備が8,861千円減少したこと、ソフトウェアが14,144円増加したことによるものであります。以上の結果、資産合計は前事業年度末に比べて9,705千円減少し、1,738,949千円となっております。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べて120,055千円増加し、1,210,633千円となりました。その主な要因は、事業の拡大により預り金が112,394千円増加したこと、未払消費税等が24,186千円増加したこと、1年内償還予定の社債が償還により25,000千円減少したこと、1年内返済予定の長期借入金が返済により16,883千円減少した影響によるものであります。固定負債は前事業年度末に比べて126,568千円減少し、357,857千円となりました。その主な要因は、社債が償還により60,000千円減少したこと、長期借入金が返済により64,196千円減少した影響によるものであります。以上の結果、負債合計は前事業年度末と比べて6,512千円減少し、1,568,491千円となっております。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べて3,192千円減少し、170,458千円となりました。その要因は、四半期純損失を計上したことにより利益剰余金が3,192千円減少したことによるものであります。その結果、自己資本比率は9.8%（前事業年度末は9.9%）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更及び新たに定めた経営方針・経営戦略等はありません。

(4) 事業上及び財務上対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000
A種優先株式	10,000
B種優先株式	10,000
計	50,000

(注) 2023年11月14日開催の取締役会決議及び2023年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月6日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,950,000株増加し、3,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,200	1,707,900	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
A種優先株式	2,156	—	非上場	(注) 3、5
B種優先株式	2,723	—	非上場	(注) 4、5
計	17,079	1,707,900	—	—

(注) 1. 2023年11月14日開催の取締役会決議及び2023年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月6日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行済株式総数は1,690,821株増加し、1,707,900株となっております。

2. 2023年11月14日開催の取締役会決議及び2023年12月6日開催の臨時株主総会決議により定款の一部を変更し、2023年12月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

① 残余財産の分配

当社が残余財産（その種類を問わない。）を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者（以下併せて「A種優先株主等」という。）に対する残余財産の分配は、以下のとおりとする。

A種優先株主等は、A種優先株式1株につき払込金額の1倍に相当する金額を、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者（以下併せて「B種優先株主等」という。）に対する分配の後、普通株主又は普通登録株式質権者（以下併せて「普通株主等」という。）に先立って分配する。これによる分配の後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主等は、A種優先株式1株につき、普通株主等及びB種優先株主等と同順位で残余財産の分配を受ける。

② 金銭の交付と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の受領の完了日のいずれか遅い日から15日を経過するまでの期間に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに、金銭を交付することを当社に請求することができる。

③ 普通株式の交付と引換えにする取得請求権（転換請求権）

A種優先株主等は、A種優先株式の取得日以降、当社に対して、いつでもA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、A種優先株主等が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、契約に定める条件で当社の普通株式を当該A種優先株主等に対して交付するものとする。

④ 普通株式の交付と引換えにする取得条項（強制転換）

当社は、以下の事由が生じた場合には、当社の取締役会が定める日に、上記③「普通株式の交付と引換えにする取得請求権（転換請求権）」に定める条件に従い、残存するA種優先株式の全てを取得し、引換えにA

種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。当社の取締役会が、普通株式を、金融商品取引所又はこれに類するものであって外国に所在するものに上場申請することを決定した場合。

⑤ 議決権

A種優先株主は、株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有するものとする。

4. B種種類株式の内容は以下のとおりです。

① 残余財産の分配

当社が残余財産（その種類を問わない。）を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配は、以下のとおりとする。

B種優先株主等は、B種優先株式1株につき払込金額の1倍に相当する金額を、普通株主等及びA種優先株主等に先立って分配する。これによる分配及びA種優先株主等に対する分配の後、なお残余財産がある場合には、B種優先株主等は、B種優先株式1株につき、普通株主等及びA種優先株主等と同順位で残余財産の分配を受ける。

② 金銭の交付と引換えにする取得請求権

B種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の受領の完了日のいずれか遅い日から15日を経過するまでの期間に限り、保有するB種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに、金銭を交付することを当社に請求することができる。

③ 普通株式の交付と引換えにする取得請求権（転換請求権）

B種優先株主等は、B種優先株式の取得日以降、当社に対して、いつでもB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、B種優先株主等が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、契約に定める条件で当社の普通株式を当該B種優先株主等に対して交付するものとする。

④ 普通株式の交付と引換えにする取得条項（強制転換）

当社は、以下の事由が生じた場合には、当社の取締役会が定める日に、上記③「普通株式の交付と引換えにする取得請求権（転換請求権）」に定める条件に従い、残存するB種優先株式の全てを取得し、引換えにB種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。なお、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。当社の取締役会が、普通株式を、金融商品取引所又はこれに類するものであって外国に所在するものに上場申請することを決定した場合。

⑤ 議決権

B種優先株主は、株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有するものとする。

5. A種優先株主及びB種優先株主からの取得請求権行使により、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、2023年10月31日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてを消却することについて2023年11月14日開催の取締役会において決議し、2023年11月14日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	—	17,079	—	100,000	—	229,999

(注) 2023年11月14日開催の取締役会決議及び2023年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月6日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行済株式総数は1,690,821株増加し、1,707,900株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 519	—	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,681 A種優先株式 2,156 B種優先株式 2,723	11,681 2,156 2,723	1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式 の注記参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	17,079	—	—
総株主の議決権	—	16,560	—

(注) 1. 2023年11月14日開催の取締役会決議及び2023年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月6日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行済株式総数は1,690,821株増加し、1,707,900株となっております。

2. 2023年11月14日開催の取締役会決議及び2023年12月6日開催の臨時株主総会決議により定款の一部を変更し、2023年12月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式の株式数は1,707,900株、議決権の数は16,560個、発行済株式総数は1,707,900株、総株主の議決権は16,560個となっております。

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ハッチ・ワーク	東京都港区南青山2丁目 2番8号	519	—	519	3.0
計	—	519	—	519	3.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2023年1月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、みおぎ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,235,289	1,119,283
売掛金	34,590	48,154
貯蔵品	671	859
前払費用	82,965	101,352
未収入金	93,431	119,251
その他	66,206	147,579
貸倒引当金	△33,105	△53,523
流動資産合計	1,480,049	1,482,958
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,801	—
建物附属設備（純額）	72,202	63,340
機械及び装置（純額）	0	—
工具、器具及び備品（純額）	1,175	1,176
土地	13,537	—
リース資産（純額）	8,666	6,164
有形固定資産合計	98,383	70,681
無形固定資産		
ソフトウェア	11,784	25,928
その他	0	0
無形固定資産合計	11,784	25,928
投資その他の資産		
出資金	20	20
敷金	100,251	96,310
繰延税金資産	33,016	33,016
その他	25,150	30,034
投資その他の資産合計	158,438	159,381
固定資産合計	268,606	255,991
資産合計	1,748,655	1,738,949

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,605	2,902
短期借入金	100,000	100,000
1年内償還予定の社債	85,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	70,766	53,883
リース債務	4,118	3,160
未払金	67,877	79,181
未払法人税等	6,814	—
未払消費税等	—	24,186
未払費用	50,829	50,711
契約負債	74,312	77,722
前受金	1,000	—
預り金	503,681	616,076
前受収益	46,383	52,134
賞与引当金	4,189	16,153
保証履行引当金	5,094	6,749
その他	67,904	67,770
流動負債合計	1,090,577	1,210,633
固定負債		
社債	150,000	90,000
長期借入金	307,226	243,030
リース債務	8,645	6,182
資産除去債務	18,554	18,645
固定負債合計	484,426	357,857
負債合計	1,575,003	1,568,491
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,115,075	1,115,075
利益剰余金	△1,034,220	△1,037,413
自己株式	△7,203	△7,203
株主資本合計	173,651	170,458
純資産合計	173,651	170,458
負債・純資産合計	1,748,655	1,738,949

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)	
売上高	1,511,187
売上原価	715,248
売上総利益	795,938
販売費及び一般管理費	809,753
営業損失（△）	△13,814
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	9
助成金収入	328
その他	215
営業外収益合計	553
営業外費用	
支払利息	2,575
社債利息	1,055
支払手数料	2,705
その他	1,366
営業外費用合計	7,703
経常損失（△）	△20,964
特別利益	
固定資産売却益	16,083
特別利益合計	16,083
税引前四半期純損失（△）	△4,880
法人税等	△1,688
四半期純損失（△）	△3,192

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュフロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりです。

当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)	
減価償却費	16,776千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位 : 千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	月極 イノベーション事業	ビルディング イノベーション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	804,508	706,679	1,511,187	—	1,511,187
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	804,508	706,679	1,511,187	—	1,511,187
セグメント利益又は損失(△)	103,051	181,459	284,511	△298,325	△13,814

(注1) セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位 : 千円)

	報告セグメント		合計
	月極イノベーション事業	ビルディングイノベーション 事業	
A P クラウドサービス	512,646	—	512,646
A P ソリューションサービス	70,038	—	70,038
会議室サービス	—	557,406	557,406
オフィスサービス	—	65,015	65,015
顧客との契約から生じる収益	582,684	622,422	1,205,107
その他の収益 (注)	221,823	84,256	306,080
外部顧客への売上高	804,508	706,679	1,511,187

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる、A P ソリューションサービス、会議室サービス（転貸会場）、オフィスサービス（自社運営会場）から得られる収益を主とした賃料収入等が含まれております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	△1.93
(算定上の基礎)	
四半期純損失 (△) (千円)	△3,192
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)	△3,192
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,656,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 2. 当社は、2023年12月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

取得請求権行使により、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、2023年10月31日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてを消却することについて2023年11月14日開催の取締役会において決議し、2023年11月14日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、当社は、2023年12月6日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 2,156株

B種優先株式 2,723株

(2) 交換により交付した普通株式数 4,879株

(3) 交付後の発行済普通株式数 17,079株

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

1. 株式分割

当社は、2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月6日付をもって株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大の図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2023年12月5日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する当社普通株式1株につき、100株の割合をもって分割しております。

② 株式分割の効力発生日

2023年12月6日

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,079株
今回の分割により増加する株式数	1,690,821株
株式分割後の発行済株式総数	1,707,900株
株式分割後の発行可能株式総数	3,000,000株

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

2. 定款の一部変更

当社は、2023年12月6日開催の臨時株主総会において、同日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数3,000,000株とし、また、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月7日

株式会社ハッチ・ワーク

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

横手宏典

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

高野将一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハッチ・ワークの2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハッチ・ワークの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上